○海上保安庁告示第九十五号

港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十九号）及び港則法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十二年国土交通省令第十四号）の施行に伴い、海上交通安全法施行規則（昭和四十八年運輸省令第九号）第六条第四項の規定に基づき、同項の規定による仕向港に関する情報及び進路を知らせるために必要な情報を示す記号を定める告示を次のように定める。

平成二十二年四月一日　　海上保安庁長官　鈴木　久泰

海上交通安全法施行規則第六条第四項の規定による仕向港に関する情報及び進路を知らせるために必要な情報を示す記号を定める告示

海上交通安全法施行規則第六条第四項の告示で定める記号は、別表の左欄に掲げる情報の区分に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる記号とする。

別表

情報		記号	備考
仕向港に関する情報	一　港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号（平成二十二年海上保安庁告示第九十四号。以下この表において「港則法告示」という。）の別表第一の中欄に掲げる港又は港内の区域を仕向港とする場合	「＞」と当該港又は港内の区域に対応する同表の右欄に掲げる港を示す記号とを組み合わせた記号	
	二　国連ＬＯコードが付与されている港を仕向港とする場合（一に掲げる場合を除く。）	「＞」と当該港を示す国連ＬＯコードとを組み合わせた記号	国連ＬＯコード冒頭の２文字のアルファベットとその後の３文字のアルファベットとの間には１文字のスペースを空けるものとする。
	三　国連ＬＯコードが付与されていない港を仕向港とする場合（一に掲げる場合を除く。）	「＞＝＝＝」と当該港の一般的に受け入れられている英語名称又は地域で使われている名称のアルファベット表記とを組み合わせた記号	
	四　仕向港が未定である等仕向港の港名が不明である場合	「？？　？？？」	
その他進路に関する情報	仕向港に向かう途中で東京湾中ノ瀬でびょう泊する場合	「／」と「ＮＮＸ」とを組み合わせた記号	この表の仕向港に関する情報の区分に対応する同表の中欄に掲げる記号（港則法告示による仕向港での進路を示す記号がある場合にあっては、同記号）の後に付するものとする。

注１　この表において「国連ＬＯコード」とは、国連欧州経済委員会勧告第16号（ＵＮ／ＥＣＥ／ＴＲＡＤＥ／227）において定める国名と場所名を示す５文字のアルファベットから成るＬＯＣＯＤＥをいう。

注２　この表において「東京湾中ノ瀬」とは、次の各号に掲げる線の間の海域をいう。

一　第二海堡灯台（北緯三五度一八分四二秒東経一三九度四四分二九秒）から〇度四、〇三〇メートルの地点（同地点を示す目安として中ノ瀬航路第一号灯標が設置されている。）から二一度七、二〇〇メートルの地点（同地点を示す目安として中ノ瀬航路第七号灯標が設置されている。）まで引いた線

二　横浜本牧防波堤灯台（北緯三五度二六分三六秒東経一三九度四一分二一秒）から一一八度六、八一〇メートルの地点（同地点を示す目安として東京湾中ノ瀬Ｄ灯浮標が設置されている。）、同灯台から一四一度三〇分五、九二〇メートルの地点（同地点を示す目安として東京湾中ノ瀬Ｃ灯標が設置されている。）、同灯台から一五九度三〇分七、四五〇メートルの地点（同地点を示す目安として東京湾中ノ瀬Ｂ灯標が設置されている。）、第二海堡灯台から三三八度五、〇三〇メートルの地点（同地点を示す目安として東京湾中ノ瀬Ａ灯標が設置されている。）を順次に結んだ線

附　則

この告示は、港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十九号）の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。

○環境省告示第二十八号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十七年九月環境省告示第九十四号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十七年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方環境事務所長に委任した件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月一日

環境大臣　小沢　鋭仁

表中「地域センター普及啓発・広報事業」を「地域活動支援事業」に、「地域協議会民生用機器導入促進事業及び」を「地域の特徴的温暖化対策機器導入普及促進事業、」に改め、「省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業」の下に「及びソーラー環境価値買取事業」を加える。

附　則

１　この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

２　この告示による改正後の規定は、平成二十二年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、平成二十一年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

官庁発表

官庁事項

資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第八十七条の規定に基づき、認定資金決済事業者協会の認定を行ったので、同法第九十八条の規定に基づき公告する。

平成二十二年四月一日

金融庁長官　三國谷勝範

一　認定年月日　平成二十二年四月一日
二　名称　日本資金決済業協会
三　主たる事務所　東京都千代田区神田小川町二丁目八番

技能実習制度推進事業運営基本方針の一部を改正する基本方針の公表について

技能実習制度推進事業運営基本方針の一部を改正したので、公表する。

平成22年４月１日

厚生労働大臣　長妻　　昭

技能実習制度推進事業運営基本方針の一部を改正する基本方針

平成22年１月22日付けで公表した技能実習制度推進事業運営基本方針の一部を次のように改正し、公布日より適用するものとする。

別表を次のように改める。